

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第3号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月5日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

令和6年2月5日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 107,800円
- 2 損害賠償の相手方 大葉台二丁目町内会
- 3 事故の概要

令和5年10月31日午後8時00分頃、亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番3号地内において、亀岡市消防団つつじ分団の団員が広報車両を後進させた際、車両の後方部が大葉台二丁目集会所のスロープに接触し、当該スロープが損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 107,800円
- 2 損害賠償の相手方 大葉台二丁目町内会
- 3 事故の概要

令和5年10月31日午後8時00分頃、亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番3号地内において、亀岡市消防団つつじ分団の団員が広報車両を後進させた際、車両の後方部が大葉台二丁目集会所のスロープに接触し、当該スロープが損傷した。